

災害救助法の適用延べ24市町村

(1) 災害救助法の適用状況(S57.8.16 現在)

災害救助法 適用市町村	救助法適用		人的被害				住家被害					
	年月日	時間	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊		半壊		床上浸水	
							世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
田浦町	S57.7.12	15:20			1	1			3	7	450	1,702
芦北町	"	13 23:30	1		1	4	6	6	25	16	58	217
坂本村	"	14 18:20						4	5	7	23	63
山鹿市	"	24 17:50				1	1					673
宇土市	"	" 22:50				4	4	1	3	1	3	470
人吉市	"	" 11:00	1									410
嘉島町	"	" 11:40										257
坂本村	"	" 13:00	3		2	5	4	20	4	19	151	523
球磨村	"	" 14:10					2	8	18	51	214	790
天草町	"	" 15:30			1	1	2	2	10	5	11	179
菊水町	"	" 16:00						1	4			148
熊本市	"	" 26 6:00	4			3	7	4	16	15	47	985
富合町	"	"										97
三加和町	"	"	6		1	4	11	6	21	3	15	70
阿蘇町	"	"			1		1					139
小国町	"	"						1	4	15	56	95
田浦町	"	"										94
大矢野町	"	"								4	13	77
栖本町	"	"						7	27	7	29	26
新和町	"	"						1	2	4	20	82
河浦町	"	" 27			1	2	3	1	2	4	14	100
松島町	"	"	1				1	8	24	1	6	68
八代市	"	" 15:10										234
本渡市	"	"						1	5	1	4	99
計	(22) 延べ24市町村		16		6	21	43	49	176	108	376	5,398
												18,328

今回の災害で、住家が全壊・流失・半壊・床上浸水等の被害を受けた世帯数が一定の基準を超えた市町村については、災害救助法が適用され、夫々応急的に必要な救助活動が行われました。この救助は、災害が発生した場合食料品その他生活必需品の

欠乏、住居のそう失、傷病等に必要と認められた方々に対する応急的、一時的な救助を行う措置です。
(2) 災害救助の実施状況
前記の市町村で応急救助活動として、次のような措置が講ぜられました。

- ① 応急仮設住宅の供与
六市町村 十二件
住家が全壊・流失した者で居住する住家がなく、自力で住宅の確保が困難な世帯を対象として供与した。
- ② 避難所の設置
十市町村
延べ八千五百五十三人
住家の被害を受けたり、受けるおそれのある者が避難命令等で、学校・公民館等に避難した。
- ③ 炊出し、その他による食品の給与
十五市町村
四万六千七百四十食
避難所に避難したり、住家の被害で炊事が出来ない人に対して給与された。
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与
二十四市町村
五千四百九十四世帯
床上浸水以上の被害を受けた世帯に対し、毛布・タオルケット・ゴザ・タオル・身回り品等の生活必需品を給与した。
- ⑥ 医療
一町 一人
災害で、応急的な医療を行った。
- ⑦ 災害にあった者の救出
四市町村
水に流されたり、孤立した
- ⑧ 三市町村
水源池の汚染や、水道の故障等により飲料水を得ることが出来なかった地域に飲料水を供給した。



屋根の上から“炊出し”を受けとる被災者(山鹿市)



災害救助法が適用された市町村へ救援物資の積出し(県庁)

⑧ 災害を受けた住宅の応急修理
九市町村 十八件
住家が半壊し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、自力での応急修理ができない場合の応急的修理を行った。

⑨ 学用品の給与
十九市町村 小 八百五十八人 中 四百四十一人
住家が床上浸水以上の被害を受けた、小・中学校児童・生徒で、学用品がなく就学に支障を生じている場合に、教科書・教材・文房具・通学用品等を給与した。

⑩ 障害物の除去
十一市町村 百五十六世帯
住家が半壊又は床上浸水した世帯で、当面の日常生活上支障を来たす障害物の除去が自力で出来ないものについて行った。

⑪ 応急救助のための輸送、人夫
十七市町村 車 百九十三台 人夫 七百三十二人
前記の諸活動の実施のための輸送及び人夫の雇上げを行った。
以上の応急的な救助活動が、夫々の市町村の実態に即応して実施され、災害に遭った方々の基本的な生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ることに努めました。



がけくずれ現場で行方不明者の捜索を続ける自衛隊員(熊本市池田町)

災害救助法とは

災害に際しての応急救助であり、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な救助です。従って災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策あるいは、経済上の理由による生活困窮者に対する保護とも異にし、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に国の責任で実施するもので、地方公共団体、日本赤十字社その他団体及び国民の協力のもとに行われるものです。

この救助の適用基準については、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害(全壊、半壊、床上浸水)が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われます。

なお、災害救助法が適用されると死亡者に対する災害弔慰金の支給あるいは生活の直直しのための災害援護資金の貸付が行われます。